



日韓弁護士会共同シンポジウム

戦争と植民地支配下における 被害者の救済に向けて

～ 韓国併合100年を機に過去・現在・未来を語る ～

韓国併合から100年を経た今、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国・両国民の相互理解と相互信頼が深まることが、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であると考えます。

今回のシンポジウムでは、大韓弁協と日弁連の弁護士らがこの問題の解決の方向性と実現するための方策について検討します。

第1部 基調報告

日本弁護士連合会

大韓弁護士協会

第2部 パネルディスカッション

パネリスト 日本側弁護士・韓国側弁護士・政治家・学者

テーマ1 日本軍「慰安婦」問題について

テーマ2 強制連行・強制労働問題について

テーマ3 その他の未解決な課題について

とき 2010年12月11日(土)
10:00～16:00 (開場9:30)

ところ 東京国際交流館「プラザ平成」
3階 国際交流会議場

東京都江東区青海2-2-1

新交通ゆりかもめ「船の科学館」

東口徒歩約3分

参加費無料 申込不要 同時通訳付



主催 日本弁護士連合会 大韓辯護士協會

お問い合わせ 日本弁護士連合会人権部人権第一課

東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL.03-3580-9815 FAX 03-3580-2896

第2回日韓弁護士会共同シンポジウムのご案内

日本弁護士連合会（日弁連）と大韓弁護士協会（大韓弁協）は、韓国併合100年の年にあたる本年、戦争と植民地支配下における人権侵害の救済のための共同行動に合意し、これまで調査研究活動を重ねてきました。

その取組みの一環として、本年6月21日には、ソウル（韓国）でこのテーマで第1回日韓弁護士会共同シンポジウムを開催し、「日弁連と大韓弁協の協力すべき課題」と題する文書を公表しました。両弁護士会はその中で、36年にわたる日本による韓国の支配、とりわけアジア太平洋戦争下における韓国民に対する人権侵害に対し、現在においてもその被害回復が十分に行われることなく放置されているとの共通認識のもと、日本軍「慰安婦」問題、強制連行問題その他の諸課題の解決に向けて共同して取り組むことを確認しました。

その後も両弁護士会は精力的に調査研究活動を行ってきましたが、この度、その成果を受けて、第2回日韓弁護士会共同シンポジウム「戦争と植民地支配下における被害者の救済に向けて～韓国併合100年を機に過去・現在・未来を考える～」を、本年12月11日（土）に東京で開催することになりました。

日本と韓国の両弁護士会が戦争と植民地支配下における人権侵害の救済という個別のテーマでシンポジウムを開催することは、歴史上初めてのことであり、画期的なものといえます。シンポジウムでは、日本と韓国それぞれからの基調報告を受け、日韓の弁護士、日本の政治家、学者によるパネルディスカッションを通じて、日本軍「慰安婦」問題、強制連行問題その他日韓に横たわる諸課題の解決の方策を検討したいと考えています。また、この間の調査研究をふまえ、問題解決に向けた日韓両弁護士会の「共同宣言」と日本軍「慰安婦」問題の最終的解決に向けた「立法提言」を公表する予定になっています。

被害者が高齢化するなかで、戦争と植民地支配下における人権侵害についての被害者らの救済は緊急の課題です。過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることが未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であるといえます。今回のシンポジウムがその取組みを推進する一助になるよう成功させたいと考えています。

多くの方々のご参加を期待しております。